

鹿角市公告第 18 号

鹿角農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案並びに変更理由書を次により縦覧に供する。

鹿角市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案に係るものに関して、意見があるときには、平成 30 年 4 月 17 日の縦覧期間満了の日までに、市に文書により意見書を提出することができる。

意見書の提出があった場合は、鹿角農業振興地域整備計画を変更した旨の公告をする際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告をする。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 30 年 4 月 18 日の翌日から起算して 15 日以内に鹿角市に対して文書により申し出ることができる。

平成 30 年 3 月 26 日

鹿角市長 児 玉 一

1. 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間

自 平成 30 年 3 月 26 日

至 平成 30 年 4 月 17 日

2. 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧場所

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市産業部農林課

3. 意見書、異議申出書の提出先

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市産業部農林課

号 外

平成30年3月26日

各 支 所 長 様

産業部農林課長

鹿角農業振興地域整備計画の案及び変更理由の公告について（依頼）

このことについて、別添公告書を貴所管内の鹿角市掲示場に掲示してくださるようお願いいたします。

記

公告年月日 平成30年3月26日

担当：農林課構造改革推進
大石 内線 5142

号 外

平成 30 年 3 月 26 日

総 務 課 長 様

(行政班扱い)

産業部農林課長

鹿角農業振興地域整備計画の案及び変更理由の公告について（依頼）

このことについて、別添公告書を本庁掲示場に掲示してくださるようお願いいたします。

記

公告期間：平成 30 年 3 月 26 日から平成 30 年 4 月 17 日

担当：農林課構造改革推進
大石 内線 5142